毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集 株インタープリンツ

(定価 一箇年 三万八千八百八十円

平 成 三 十 年

号

月二十二日

六

曜

水 3

目

次

則

おおいた動物愛護センター 利用規則の制定…………………………………………………………

おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の指定管理者の公募…………………

○ 規

則

おおいた動物愛護センター利用規則をここに公布する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

平成三十年八月二十二日

大分県規則第六十四号

おおいた動物愛護センター利用規則

第一条 この規則は、おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例(平成三十年 護センター 大分県条例第三十五号。以下「条例」という。)第十三条の規定により、おおいた動物愛 (以下「センター」という。) の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 センターの利用時間は、 次のとおりとする。

(利用時間)

ドッグラン	展示情報コーナー	猫飼育モデル室	ふれあい	区
ン 	コーナー	デル室	ホール	分
	ļļ.	F前七寺かっF爰耳寺まで		利用時間

H 2

)

多目的広場

午前九時から午後五時まで

とができる。 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項に規定する利用時間を変更するこ

と認めるときは、臨時に第一項に規定する利用時間(ドッグラン及び多目的広場(以下 おいては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 「ドッグラン等」という。)に係るものに限る。)を変更することができる。この場合に 条例第四条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要がある

第三条 センターの休業日は次のとおりとする。

月三日まで 十二月二十九日から同月三十一日まで及び翌年の一月一日から同	多目的広場
一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法 に	ドッグラン 展示情報コーナー ぶれあいホール
休 業 日	区分

2 は同項に規定する休業日に開業することができる。 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休業し、 又

3 できる。この場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 業し、又は同項に規定する休業日(ドッグラン等に係るものに限る。)に開業することが 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、臨時に休

(利用の許可の手続

第四条 条例第七条第一項の規定によるドッグランの利用の許可に関する手続については、 指定管理者が知事の承認を受けて別に定めるところによる。

(利用料金の免除及び還付の手続)

第五条 条例第十一条第四項の規定による利用料金の免除及び同条第五項の規定による利用 料金の還付に関する手続については、指定管理者が知事の承認を受けて別に定めるところ

平成三十年八月二十二日

大分県報号外 (規則

第六条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第四号から第六 号までに掲げる行為について知事又は指定管理者(ドッグラン等に限る。)の承認を受け たときは、この限りではない。

- めいていし、若しくは大声を発する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行
- センターの施設若しくは設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為
- 危険物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を持ち込むこと
- 兀 立入禁止区域に立ち入ること。
- 五. 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
- 七 その他知事がセンターの管理上必要と認めて禁止する行為

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、知事が別に定

附 則 める。

この規則は、条例の施行の日から施行する。

〇公

告

及び多目的広場の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、 一号。以下「条例」という。)第二条の規定により、 大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年大分県条例第五十 おおいた動物愛護センタードッグラン 次のとお

り公募する。

平成三十年八月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

施設の概要

1 施設の名称

おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場

2

大分市大字廻栖野三千二百三十一番地四十七

施設の規模及び構造

3

ドッグラン 面積 二、四一二平方メートル

構造 張芝、フェンス囲い

多目的広場 面積 一、三九九平方メートル

4 事業内容

ドッグランの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ドッグランの利用の受付及び案内に関する業務
- ドッグランの利用の促進に関する業務
- (四) 多目的広場の案内に関する業務
- $(\overline{H})$ 多目的広場の利用の促進に関する業務(ドッグランの利用促進のための業務に限

(六)

多目的広場の維持管理に関する業務

(七) 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

申請者の資格

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体

大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

(以下「法人等」という。) であること。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しな い法人等であること。

大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。

大分県発注工事に係る請負契約等に関し、 次の事項に該当し、当該状態が継続してい

ることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。

一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関

等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

5 任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者)が、次に該当する その代表者等(法人にあっては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、

暴力団関係者

と認められる法人等でないこと。

暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者

暴力団関係者を使用した者

暴力団関係者と密接な交際等を有している者

- 6 引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全である と判断される法人等でないこと。 十五号)等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 、民事再生法 (平成十一年法律第二百二
- ている場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続し
- 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

申請を受け付ける期間等

申請を受け付ける期間

平成三十年十月九日(火)から同月二十二日 (月) まで。ただし、日曜日及び土曜日

2 申請の方法

請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。 申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。 申

3 申請書の提出先及び問い合わせ先

六の1の口に記載する所管課とする。

四 選定の方法及び基準

選定の方法

定する。 選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選 センタードッグラン及び多目的広場指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の 県職員一人、大分市職員一人及び学識経験者三人の委員で構成するおおいた動物愛護

選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、 六の1の募集要項を参照すること 審查項目等詳細

県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであるこ

- 費の縮減が図られるものであること。 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経
- 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が

別に定める基準

指定管理者に管理を行わせる期間

Ŧi.

平成三十一年二月一日から平成三十三年三月三十一日までの二年二箇月間(予定)

募集要項等

1 募集要項

いての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおり おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の指定管理者の指定の申請につ

配布期間

とする。

日、土曜日及び祝日を除く。 平成三十年八月二十二日 (水)から同年九月二十八日(金)まで。ただし、日曜

配布場所

大分県生活環境部食品・生活衛生課

〒八七○一八五○一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七—五〇六—三〇五四

大分県ホームページによる情報提供

おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の募集に関する情報(募集要項

http://www.pref.oitalg.jp/soshiki/13910/dog-run-koubo.html

を含む。)についての大分県ホームページアドレスは、

次のとおり